

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表された場合について、次のように定めています。

【地震発生時の措置】

- ◎ **震度5弱以上の地震が発生した場合**
- ・始業前に発生 → 臨時休業（登校中の場合は、学校へ向かう）
 - ・授業中に発生 → 授業中止
（学校で待機し、保護者[緊急時児童を世話して下さる方]への引き渡しとします）
 - ・下校時に発生 → 自宅へ向かう
（学校に残っている児童は、学校で待機し、保護者への引き渡しを行います）
- ◎ **震度4以下の地震が発生した場合**
- 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断しますので、臨時休業の連絡がない限り登校します。

※臨時休業の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

【気象警報等発表・発令時の措置】

◎茨木市に『**暴風警報**』『**特別警報**（大雨・大雪・暴風・暴風雪）』

◎春日丘小学校区に『**避難勧告**』『**避難指示（緊急）**』

上記のいずれかが発表・発令された場合、次の措置をとります。

- ① **午前7時の時点で、発表・発令されている場合**
自宅待機し、その後のニュースに気をつけてください。
- ② **午前9時までに解除された場合**
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら集団登校
※給食があります。（弁当はいりません）
- ③ **午前9時の時点で引き続き発表・発令されている場合**
臨時休業（登校させないでください）[学童保育室も閉室です]

※登校後に『**暴風警報**』等が発表・発令された場合は、通学路の安全や風雨の強さなどから判断し、帰宅（下校）措置または保護措置を行います。